総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

番号制度の概要について

平成25年4月16日

総務省自治行政局住民制度課長
宮地　毅

社会保障・税番号制度に関する検討経緯

2009年12月
「平成22年度税制改正大綱」で、番号制度の導入について言及。

2011年 6 月
政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定。

2012年 2 月14日
番号関連3法案*を閣議決定、国会に提出。
* ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
・地方公共団体情報システム機構法案

2012年11月16日
衆議院解散。番号関連3法案が廃案。

2013年 3 月 1 日
番号関連4法案*を閣議決定、国会に提出。
* ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
・地方公共団体情報システム機構法案
・内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）

2013年 3 月 22 日
衆議院本会議において番号関連4法案につき趣旨説明・質疑。
衆議院内閣委員会に番号関連4法案が付託。

社会保障・税番号制度の概要

基本理念

○　個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

○　市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。

○　**個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。

○　番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

個人番号カード

○　市町村長は、**顔写真付きの個人番号カードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。

○　①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、**ＩＣチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。

個人情報保護

○　番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。

○　**特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。

○　情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、**個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。

○　国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み**（マイ・ポータル）の提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

○　国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第56条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

検討等

○　法施行後３年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。

○　法施行後１年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

別表第一（第9条関係）

個人番号の利用範囲

社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務　等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務　等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務　等

税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

番号法案の修正概要①

1．　番号制度の基本理念の追加

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。【第3条第2項】

2．　国、地方公共団体の責務、事業者の努力規定の追加

基本理念にのっとり、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる。【第4条～第6条】

国の責務：①個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施する。②教育活動、広報活動等を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努める。【第4条】

地方の責務：個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施する。【第5条】

事業者の努力：国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努める。【第6条】

3．　通知カードの送付による個人番号の通知等

⑴　全員に個人番号等が記載された「通知カード」を送付し、個人番号の通知を行う。【第7条第1項】

⑵　個人番号の通知を受けた者は、申請により、通知カードと引き換えに個人番号カードの交付を受ける。【第7条第7項、第17条第1項】

⑶　市町村長は、個人番号カードの交付の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。【第7条第3項】

4．　個人番号カードの利用等

⑴　個人番号の利用に関する施策の推進は、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。【第3条第3項】

⑵　市町村の機関、その他政令で定めるものは、条例（政令で定めるものにあっては、政令。）で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、一定の事項を個人番号カードのカード記載事項が記録された部分と区分された部分に電磁的方法により記録して利用することができる。【第18条】

5．　本人確認の措置

個人番号利用事務等実施者は、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カード若しくは通知カード等の提示を受けること又はこれらに代わるべき政令で定める措置により、本人確認を行わなければならない。【第16条】

番号法案の修正概要②

6．情報提供ネットワークシステムの利用の促進

個人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関等が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、行政機関等が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。【第3条第4項】

7．情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保

総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。【第24条】

8．特定個人情報保護委員会の所掌事務の追加等

「個人番号情報保護委員会」の名称を、「特定個人情報保護委員会」に改める。【第36条第1項ほか】

委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。【第54条第1項】

9．検討等

⑴ 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大、特定個人情報の提供範囲の拡大、情報提供ネットワークシステムの用途拡大（特定個人情報以外の情報提供への活用）について検討を加える。【附則第6条第1項】

⑵ 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加える。【附則第6条第2項、3項】

⑶ 本人確認措置に係る新たな認証技術の導入の検討を加える。【附則第6条第4項】

⑷ マイ・ポータルの設置及びその活用等を図るために必要な措置を講ずる。【附則第6条第5項、第6項】

⑸ 政府は、適時に、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力を行う。【附則第6条第7項】

※別途、政府CIOを法的根拠に基づいて設置するための法案を番号法案と同時に提出。

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ（案）

（H25年通常国会法案成立・H28年利用開始）

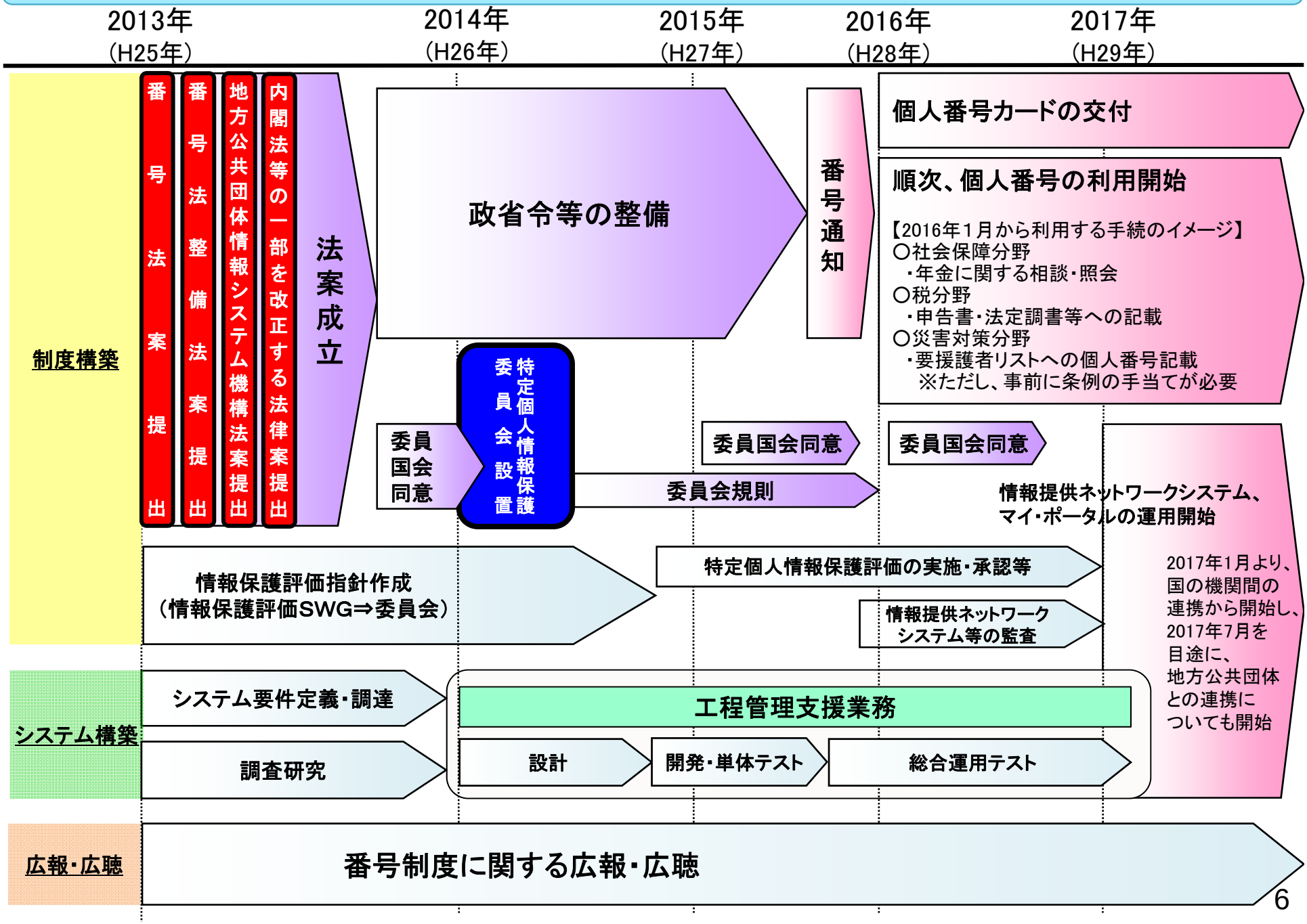

番号制度のイメージ

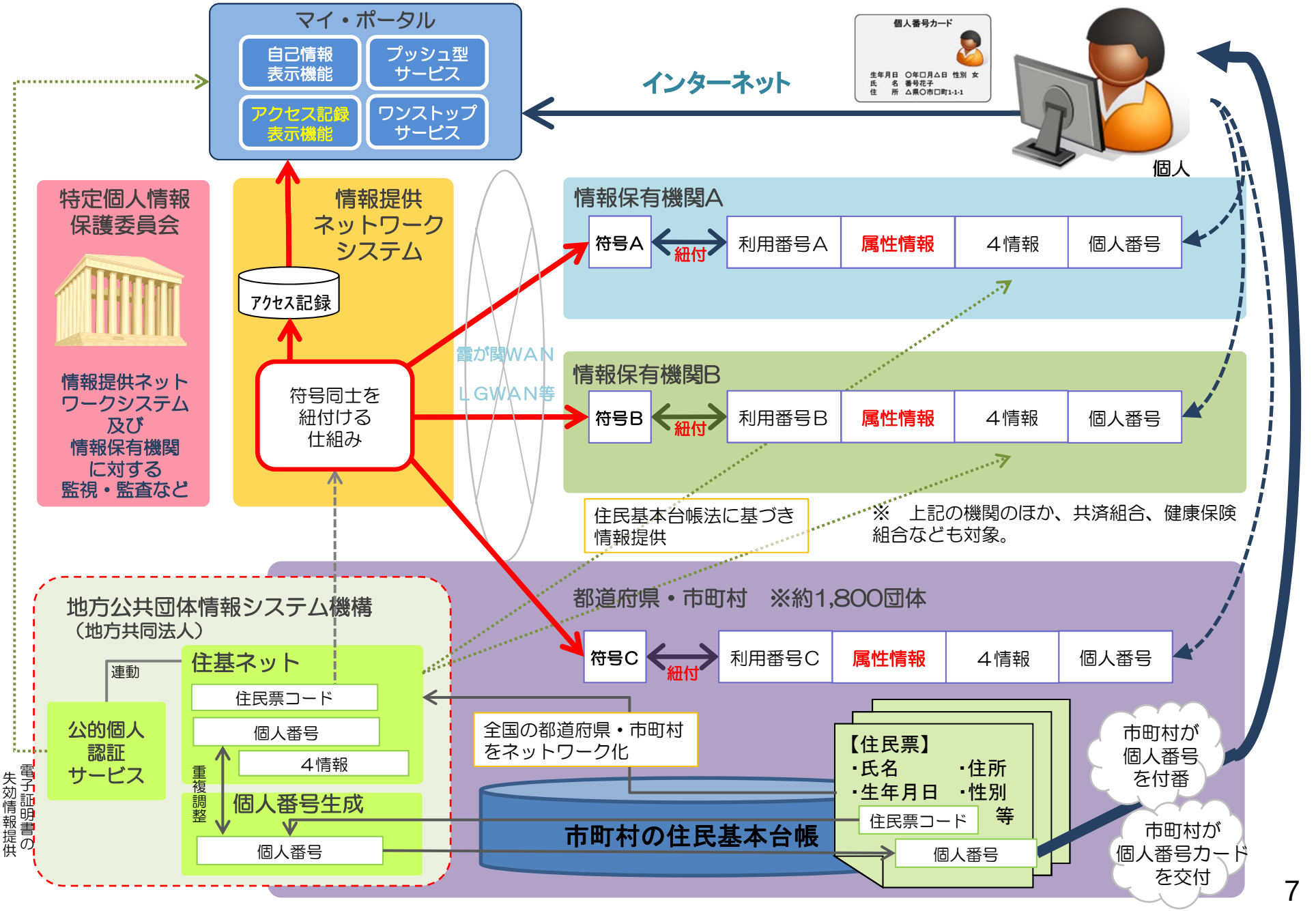
マイ・ポータル
自己情報表示機能
プッシュ型サービス
アクセス記録表示機能
ワンストップサービス
インターネット
個人番号カード
生年月日 ○年□月△日 性別 女
氏　名 番号花子
住　所 △県○市□町1-1-1
個人
特定個人情報保護委員会
情報提供ネットワークシステムなど
監視・監査など
情報提供ネットワークシステム
アクセス記録
符号同士を紐付ける仕組み
霞が関WAN
LGWAN等
情報保有機関A
符号A
紐付
利用番号A
属性情報
4情報
個人番号
情報保有機関B
符号B
紐付
利用番号B
属性情報
4情報
個人番号
住民基本台帳法に基づき情報提供
※　上記の機関のほか、共済組合、健康保険組合なども対象。
都道府県・市町村　※約1,800団体
符号C
紐付
利用番号C
属性情報
4情報
個人番号
地方公共団体情報システム機構
（地方共同法人）
連動
公的個人認証サービス
電子証明書の失効情報提供
住基ネット
住民票コード
個人番号
4情報
重複調整
個人番号生成
個人番号
全国の都道府県・市町村をネットワーク化
市町村の住民基本台帳
【住民票】
・氏名　・住所
・生年月日　・性別
等
住民票コード
個人番号
市町村が個人番号を付番
市町村が個人番号カードを交付

「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」について

目的

「社会保障・税番号大綱」（平成23年６月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）に基づき、国において関係法案等の準備が進められる中、地方公共団体においても、番号制度の目的や期待される効果等についての理解を深めるとともに、地方公共団体における番号制度を活用した事務の改善等の具体的な取り組み例やその際の留意点等を明らかにする。

主な検討事項

- 番号制度の導入に伴う地方公共団体の事務の見直し
- 番号制度の導入に伴うシステム改修等の対応
- 番号制度を活用した窓口事務その他の業務改善
- 番号制度導入に伴う個人情報保護条例・情報セキュリティ対策の見直し　等

研究会の構成

学識経験者、地方公共団体等の職員で構成（平成25年4月1日現在）

＜学識経験者（敬称略）＞

須藤修（東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長）、石井　夏生利（筑波大学図書館情報メディア系准教授）
井堀　幹夫（東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員）、　小尾　高史（東京工業大学像情報工学研究所准教授）

＜地方公共団体＞　岐阜県、徳島県、川口市、千葉市、三鷹市、多久市、秋田県井川町、神奈川県町村情報システム協同組合、＜中央省庁＞内閣官房、厚生労働省、総務省、＜指定情報処理機関＞（財）地方自治情報センター

スケジュール

平成23年10月	第1回会合開催	平成24年　6月	第4回会合開催
平成24年　1月	第2回会合開催	平成24年　8月	第5回会合開催
平成24年　4月	第3回会合開催	平成25年中に数回開催予定	

※平成24年9月、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間とりまとめ）」を作成し、各地方公共団体へ配布
　平成24年9～10月、各都道府県において説明会を開催

地方公共団体における情報連携プラットフォームの構築

概　要

- ◆ 地方公共団体における分野横断的な情報連携を推進するため、ICTの活用により、各自治体において情報連携プラットフォームを構築することとし、当該プラットフォームのソフトウェアに係る調査、設計・開発を一括して行う（ハードウェアは各自治体において整備）。
- ◆ これにより、行政部門の効率化を図り、国民の利便性が向上するとともに、経済の活性化にも寄与。
- ◆ 今後導入することが予定される番号制度による自治体と他の行政機関等との情報連携において活用。

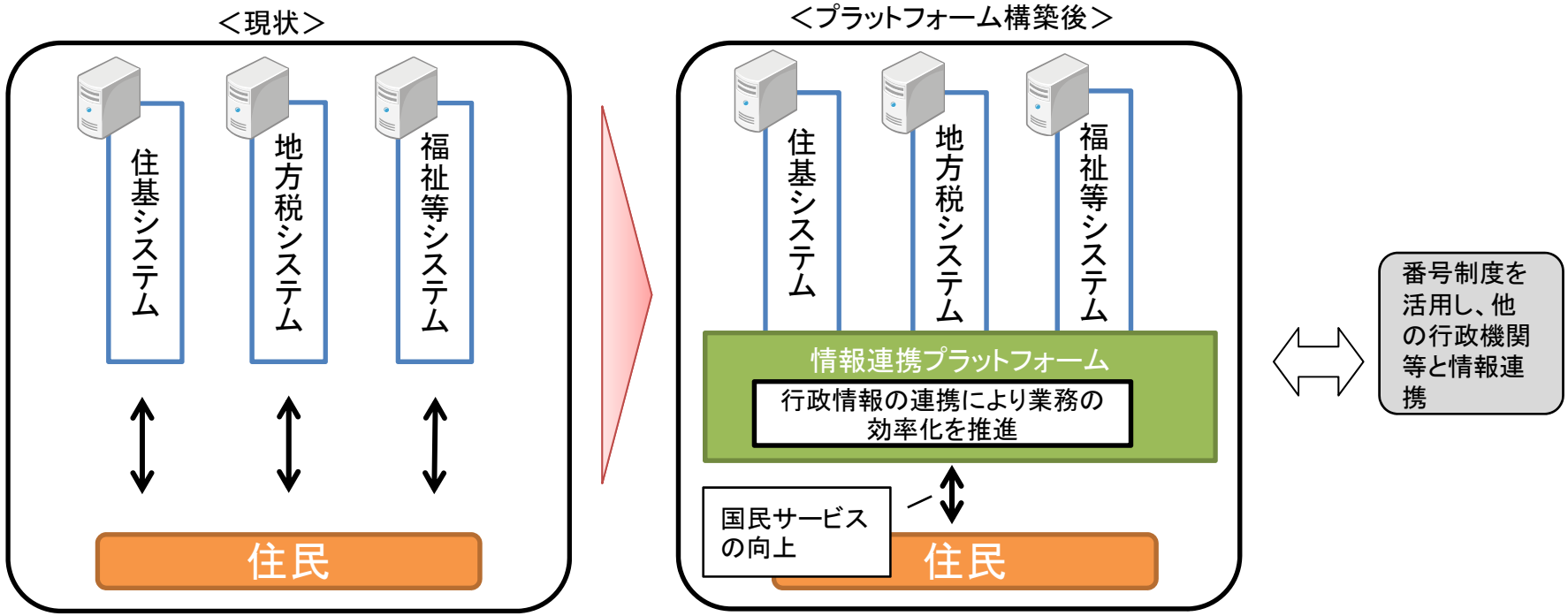

社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究

目　的
地方公共団体の既存情報システムの改修及び情報提供ネットワークシステムへの円滑な接続に資する基礎資料の収集及び各種技術標準等の策定。

1　既存システムに対する実態調査（46団体）及びウェブアンケート（約1,800団体）の実施
- ○　住基システム
- ○　地方税システム
- ○　社会保障システム（11システム）
  国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、障害者福祉システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、特別児童手当システム、保育所保育料システム、生活保護システム、介護保険システム、予防接種管理システム

2　影響調査
- ○　既存システムへの影響調査
- ○　初期突合の既存業務への影響調査

3　各種技術標準等の策定
- ○　インターフェイスシステムに求められる機能群の検討
- ○　中間サーバ及び既存システム技術標準仕様の策定
- ○　技術標準（データ標準、通信手順等）の策定

自治行政局
「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」

自治税務局
「番号制度に係る地方税務システム検討会」

情報流通行政局
「自治体クラウド推進事業協議会」

想定される既存の情報システム等への影響（都道府県）

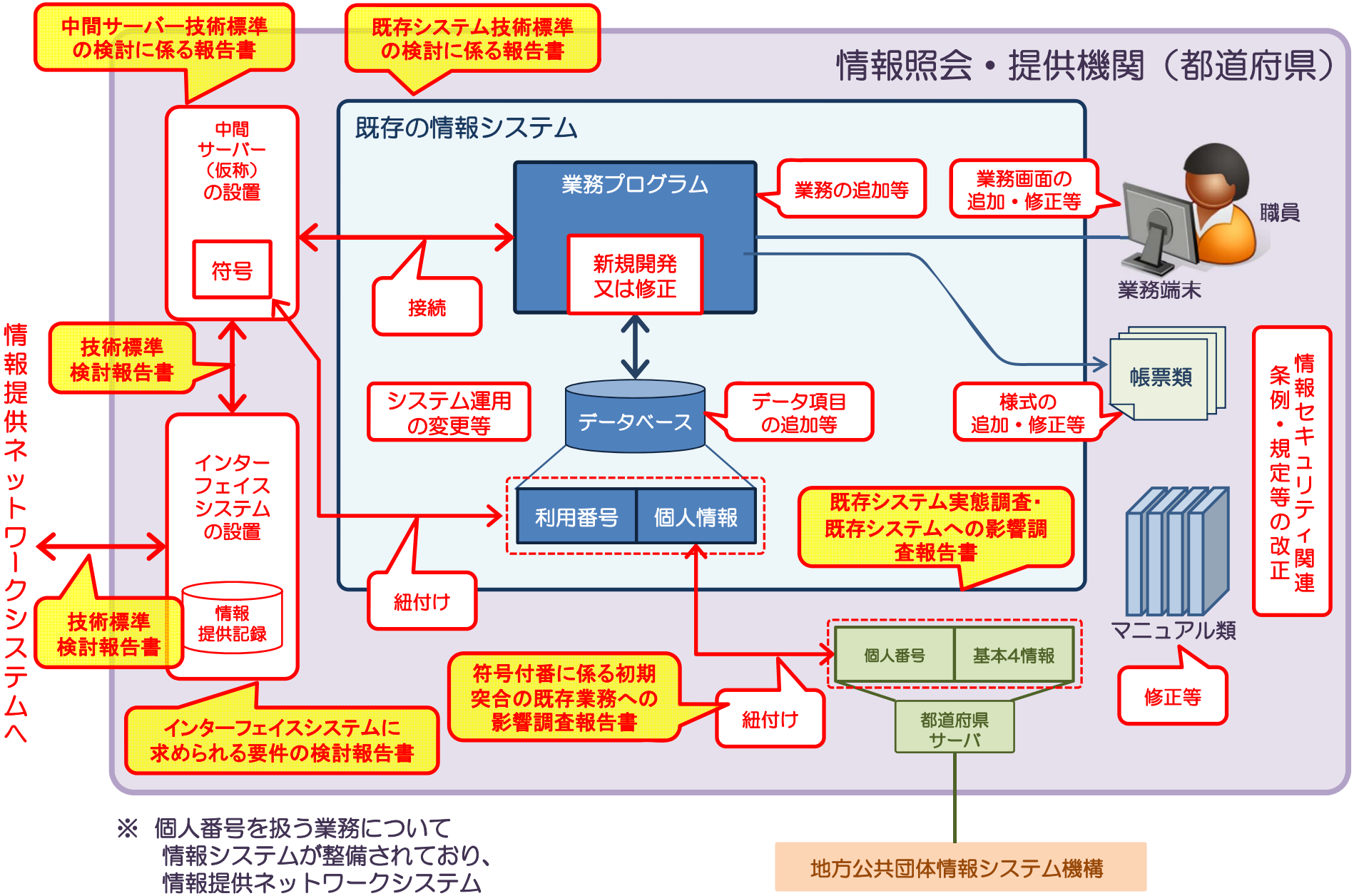

※ 個人番号を扱う業務について
情報システムが整備されており、
情報提供ネットワークシステム
と直接接続する場合の一例

想定される既存の情報システム等への影響（市町村）

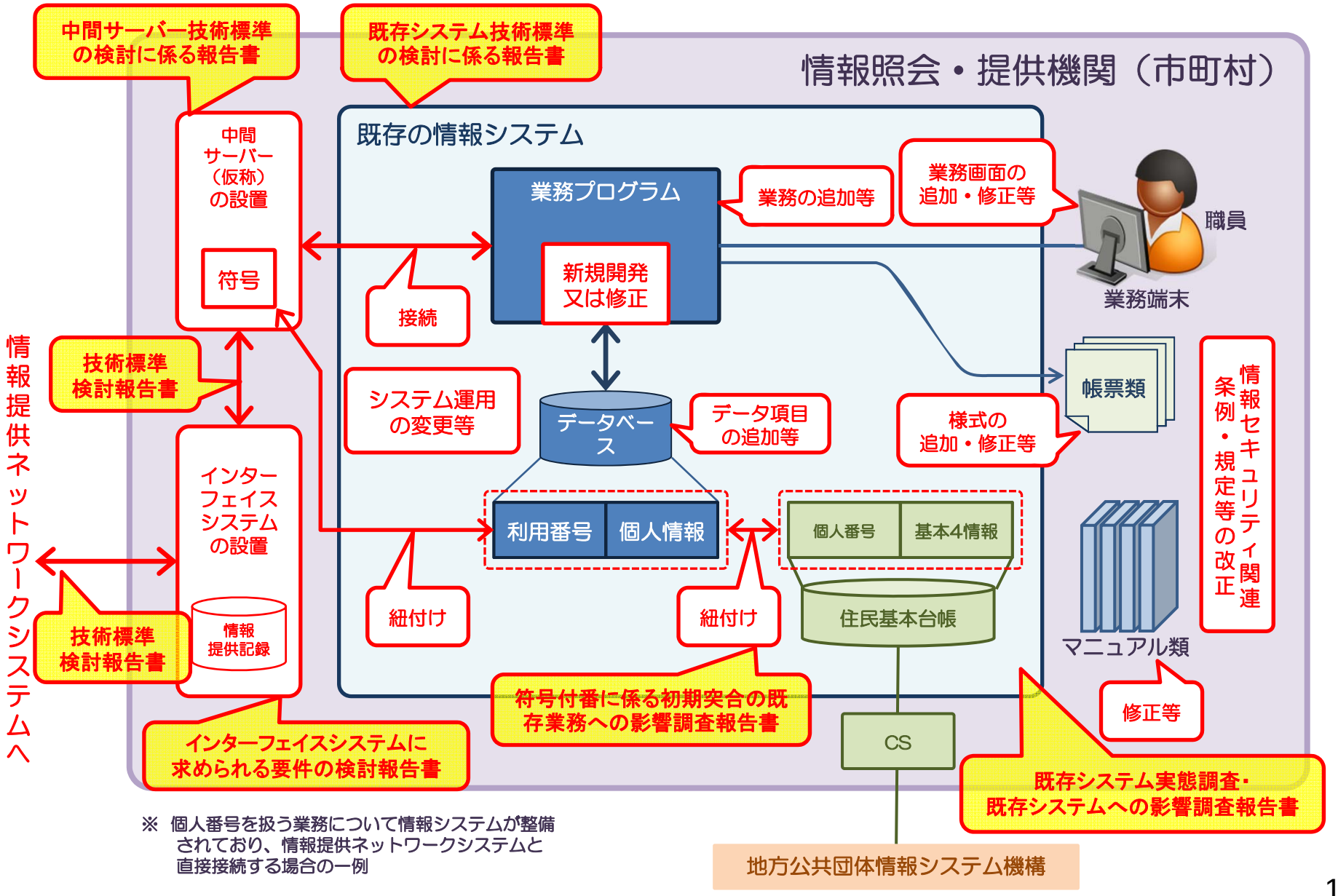

※ 個人番号を扱う業務について情報システムが整備されており、情報提供ネットワークシステムと直接接続する場合の一例

個人番号カード、通知カードの交付について

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1　様式	or 〇住民票コードの券面記載なし 〇顔写真は選択性	 〇個人番号を券面に記載（裏面に記載する可能性あり） 〇顔写真を券面に記載	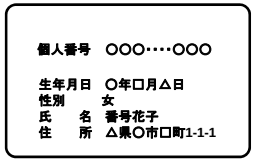 〇個人番号を券面に記載 〇顔写真なし
2　作成・交付	〇即日交付又は窓口に2回来庁 〇人口3万人未満は委託可能 〇手数料：1000円が主（電子証明書を搭載した場合） 〇交付事務は自治事務	〇市町村窓口へ1回来庁のみ（顔写真確認等）を想定 〇全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 〇手数料：今後検討 〇交付事務は法定受託事務	〇全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 〇全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 〇手数料：なし 〇交付事務は法定受託事務
3　利便性	〇身分証明書としての利用が中心	〇個人番号を確認する場面が飛躍的に増加（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等） 〇市町村による独自サービス拡大の可能性	〇個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 （番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。）